

# N Bセンターインターネット代金回収サービス利用規定

## 第1条 N Bセンターインターネット代金回収サービス

### 1. サービスの内容

N Bセンターインターネット代金回収サービス(以下「本サービス」といいます)とは、契約者(以下「お客様」といいます)がN Bセンターに対し、インターネットに接続可能なN Bセンター所定の情報機器(以下「端末」といいます)を通じてインターネット等により「口座振替請求」の依頼を行い、N BセンターがN Bセンター加盟金融機関(以下「加盟金融機関」といいます)の預金口座振替機能を利用して販売代金等の回収を行い、お客様に対して「振替処理結果」の通知を行うサービスです。

お客様とN Bセンター間のデータ授受はデータ伝送で行い(以下「データ伝送サービス」といいます)口座振替による代金回収の取扱いは、お客様が加盟金融機関との間に別に締結する「N Bセンター代金回収サービスの利用に関する契約書(データ伝送)」(以下「契約書」といいます)並びに「N Bセンター代金回収サービス利用申込書」(以下「利用申込書」といいます)の定めによるものとします。なお、N Bセンターは新潟県内の金融機関の共同運営センターで、上記の加盟金融機関の共同事業として本サービスを提供しています。

### 2. 端末

本サービスに使用する端末は、お客様の負担および責任においてお客様が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

### 3. 利用時間

本サービスの利用時間はN Bセンター所定の時間内とします。ただし、N Bセンターはこの利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 第2条 利用申込

1. 本サービスの利用を申込みされる方(以下「利用申込者」といいます)は、本「N Bセンターインターネット代金回収サービス利用規定」(以下「本規定」といいます)その他関連諸規定の内容をご了承のうえ「N Bセンター代金回収サービス登録事項届出書」(以下「届出書」といいます)に必要事項を記載して、N Bセンターに提出するものとします。
2. N Bセンターは、届出書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、利用申込者に対し、取引時にお客様本人であることを確認するために必要な「利用者ID」などを記載した本サービスのご利用開始に必要な書類(以下「通知書」といいます)を送付いたします。この通知書の送付先は、届出書の住所とします。

## 第3条 サービス管理責任者および登録利用者

1. お客様は、本サービスのご契約に際してお客様を代表する責任者(以下「管理者」といいます)を決めていただきます。
2. 管理者は、本サービスの利用に関する管理者の権限を一定の範囲で代行する利用者を登録することができるものとします。なお、利用者には、その権限に応じてお客様に関する情報が開示されることがあります。
3. 管理者は、利用者には本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負担するものとします。

## 第4条 お客様情報の取扱い

1. N Bセンターは、次のお客様情報を厳正に管理し、お客様の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外にはお客様の情報を利用いたしません。
  - (1) お客様が本サービスの利用申込時あるいは届出事項変更時に届出した情報およびお客様より登録されたサービス利用者に関する情報。(以下「お客様情報」といいます)
  - (2) 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用に伴う種々の情報。(以下「取引情報」といいます)
2. お客様は、お客様情報および取引情報(以下「お客様登録情報」といいます)につき、N Bセンターが次の目的のために業務上必要な範囲で使用することを予め承諾するものとします。
  - (1) データ内容の変更依頼表等の発送、データ伝送受信完了時の伝送通知メールの送信
  - (2) お客様の管理業務等
  - (3) その他、本サービスの内容を向上させるために必要な行為
3. N Bセンターは、次の場合を除き、お客様登録情報を第三者に開示いたしません。
  - (1) 予めお客様の同意が得られた場合
  - (2) 法令に基づき開示を求められた場合
  - (3) 個別のお客様を識別できない状態で提供する場合
  - (4) 加盟金融機関に対して、お客様の管理業務等への利用のため提供する場合。

## 第5条 業務の実施、運営

N Bセンターは、本サービスの実施・運営の一部の業務について、N Bセンターの幹事金融機関である第四銀行のグループ会社等に業務委託できるものとします。これに伴いN Bセンターは、お客様情報等について、必要に応じて上記のグループ会社等へ開示するものとします。なお、グループ会社等は、当該情報についてN Bセンターと同様に前条「お客様情報の取扱い」を遵守するものとします。

## 第6条 本人確認

1. N Bセンターは、本サービスの利用の都度、端末から送信された「利用者ID」、「暗証番号/パスワード」を、予めN Bセンターに登録された内容と一致することを確認することにより、本人確認を行います。
2. 前項の本人確認を適正に実施したうえは、「利用者ID」、「暗証番号/パスワード」につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、N Bセンターは責任を負いません。したがって、「利用者ID」、「暗証番号/パスワード」は、他人に知られないようお客様自身の責任において厳重に管理してください。N Bセンターの職員がこれらの内容を尋ねることはありません。
3. 本サービスの利用について、届出と異なる「暗証番号/パスワード」を、N Bセンター所定の回数連続して入力した場合、当該お客様のサービス利用を停止します。

## 第7条 口座振替請求データの取消・訂正等

お客様の依頼した口座振替請求データについては、N Bセンターがデータを受信した後においては、取消や金額等の変更並びに請求明細の追加や削除はできませんので予めご了承ください。

## N B センターインターネット代金回収サービス利用規定

### 第 8 条 届出事項の変更等

1. お客様の名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに利用申込書および届出書により加盟金融機関および N B センターに届出てください。この届出前に生じた損害について、N B センター並びに加盟金融機関は責任を負いません。
2. 住所変更などの届出がなかったために、N B センター並びに加盟金融機関からの通知や送付した書類などが延着、または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

### 第 9 条 解約等

#### 1. 解約

本サービスの契約は、契約の当事者であるお客様または加盟金融機関の都合でいつでも解約できるものとします。

#### 2. お客様による解約

お客様による解約の場合は、利用申込書および届出書に必要事項を記載して提出するものとします。

#### 3. 加盟金融機関からの解約

お客様に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、加盟金融機関は何らの催告なくして本サービスを解約できるものとします。この場合、加盟金融機関がお客様にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。

- (1) 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始、その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは、お客様の財産について仮差押、保全差押、差押、または競売手続の開始があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 住所変更の届出を怠る等により、お客様の所在が不明になったとき。
- (4) 支払うべき手数料を支払わなかったとき。
- (5) 相続の開始があったとき。
- (6) その他、本サービスの利用に際して適さない行為におよんだとき。

#### 4. 加盟金融機関からの解約通知

- (1) 加盟金融機関の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。
- (2) 加盟金融機関が解約の通知を届出住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着、延着または不到着（受領拒否の場合も含みます）の場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

### 第 10 条 免責事項等

1. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これにより生じた損害については、N B センター並びに加盟金融機関は責任を負いません。

- (1) 災害や裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき。
- (2) N B センターまたは加盟金融機関の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) N B センター所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。
- (4) 加盟金融機関以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

2. お客様は本サービスの利用に際して、公衆回線、移動体通信網、専用回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで N B センター並びに加盟金融機関の講じる安全対策などについて了承しているものとみなします。これらの処置にかかわらず盗聴などの不正使用があっても、そのために生じた損害については、N B センター並びに加盟金融機関は責任を負いません。

3. 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客様の責任において確保してください。

N B センター並びに加盟金融機関は、本サービスにより端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより、お客様に損害が生じた場合でも、N B センター並びに加盟金融機関の責めに帰すべき事由がある場合を除き、N B センター並びに加盟金融機関は責任を負いません。

### 第 11 条 サービス内容・規定の変更

N B センターは、本サービスの内容または本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく任意に変更できるものとします。この場合、N B センターは、ホームページ上に変更の内容を表示しますので、ご確認のうえご利用ください。

### 第 12 条 海外からのご利用

本サービスは、原則として、日本国内からのご利用に限るものとし、お客様は、海外からのご利用については、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様等の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

### 第 13 条 関係規定の適用・準備

本規定に定めない事項については、加盟金融機関の預金規定あるいは当座勘定規定により取扱います。

### 第 14 条 契約期間

本サービスの当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、お客様または加盟金融機関から特に申出のない限り、契約期間満了の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 第 15 条 準拠法・合意管轄

本サービスの契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、加盟金融機関の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。